

染毛剤及び脱色剤・脱染剤の混合容器に表示する注意事項自主基準

(混合容器自主基準)

(目的)

第1条 本自主基準は、「酸化染毛剤」又は「脱色剤・脱染剤」とこれらの「酸化剤」又は「酸化剤及び酸化助剤」を用時混合する際に、液あふれや容器破裂を起こさないために留意いただきたい事項とその表示方法を定め、これら製品を安全にご使用いただくことを目的とする

(定義)

第2条 本自主基準の名称は、「染毛剤及び脱色剤・脱染剤の混合容器に表示する注意事項自主基準」とし、その略称は「混合容器自主基準」とする

2 本自主基準で定める注意事項を表示する対象は、「酸化染毛剤」、「脱色剤・脱染剤」並びに「これらの酸化剤及び酸化助剤」等を密栓して用時混合する容器である

(表示方法)

第3条 本自主基準では注意すべき事項を定めるものとし、具体的な表示文又は表示形式は規定しない。製品形態に鑑み、各項目の主旨を誤認なく伝えるべく、適切な注意表示とする

2 本自主基準で定める注意事項にかかる注意表示は、一か所にまとめる必要はないが、他の表示と区別できるように明瞭に記載する

3 本自主基準で定める注意事項にかかる注意表示は、他の表示に比べて目立つ表示方法を採用のものとする。具体的には「枠囲み」「大きな文字サイズ」「色変え」「下線」等である

(注意事項)

第4条 次の各号の注意事項を表示する

- ① 使用説明書の閲読指示
ご使用前に必ず説明書をよく読んで正しくお使いください。
- ② 混合方法又は混合時の留意点
(薬剤を混合する順序の説明等の製品特性及び用法に応じた記載)
- ③ 使用直前の混合指示
「混合後は直ちに使用すること。」又は「使用する直前に混合すること。」
- ④ 混合後の密栓放置禁止
混合したものを密栓して放置すると、液あふれや容器破裂のおそれがあり、危険です。

⑤ 使用後に残った薬剤

使用後に残った薬剤は、保存せず、直ちに洗い流してください。

①③④⑤の各号に掲げた例文について、それぞれの主旨を逸脱しない範囲で製品特性に応じた書き換えを行う。②号は、製品特性によってさまざまな記載が考えられるため、主旨のみの記載にとどめており、2剤型の製品については必要に応じて記載する

(新規の使用上の注意事項)

第5条 本自主基準に定めがなく、染毛剤製造販売業者共通の注意とすべき事項については、関係法令及び本自主基準等との整合性に留意し、日本ヘアカラー工業会に本自主基準の改正として提案する

(改廃)

第6条 本自主基準の改廃は、薬事・国際委員会が議決し、理事会が承認する

制定・改正履歴

制定	平成 17 年 6 月 20 日	
名称改正及び一部改正	令和 3 年 6 月 28 日	薬事・国際委員会